



第1編 計画策定にあたって

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の趣旨

現在、障がい者福祉を取り巻く環境は大きな変化をみせています。

国においては、2003（平成15）年4月から利用するサービス内容を決定する従来の「措置制度」に替わって、利用者自らサービスを選択し契約を行う「支援費制度」が導入され、障がい福祉サービスの利用が拡大しました。

また、支援費制度における公費負担の割合の増加や障がい種別ごとの制度体系の弊害、障がい福祉サービスの地域間格差などがあり、障がい福祉サービスの一元化、自立支援型システムへの転換、制度の維持可能性の確保の観点から、障がい者の地域生活と就労を支援し、自立を支援するための法律として、2006（平成18）年4月に「障害者自立支援法」が施行されました。

障害者自立支援法制定後、障がい者に係る総合的な福祉法制の制定を行うため、障がい者制度改革推進会議が設置され2013（平成25）年4月には、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに障がい者の定義に難病等を追加し、2014（平成26）年4月から重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されています。

同じ2013（平成25）年には「障害者雇用促進法」の改正により、2016（平成28）年度から雇用分野における障がい者の差別の禁止、合理的な配慮の義務が定められています。

さらに、2016（平成28）年4月には障がいを理由とする差別解消の推進に関する「障害者差別解消法」の施行、同年6月の「児童福祉法」改正、2018（平成30）年4月には障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため「障害者総合支援法」の一部改正が施行され、障がい者の地域生活を支援するための新たなサービスの創設や、障がい児支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充のほか、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。

本市においては、「障がいのあるなしにかかわらず、くらしやすい福祉のまちづくり」の基本理念のもと、「一生涯を通じたトータルなサポート」、「いつでも誰でも気軽に利用できる福祉サービス」、「共にくらし、共に創る福祉のまち」の実現を基本目標として事業の推進を図り、障がい福祉施策の充実に努めてきました。

今後、制度が大幅に変わる中、障がいの有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、国の「障害者基本計画」や県の「障がい者計画」及び「障がい福祉計画」並びに「障がい児福祉計画」との整合性を図りながら、新たな「伊達市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の策定をします。

2 法令の根拠

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく法定計画「障がい者計画」と障害者総合支援法第88条第1項に基づく法定計画「障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に基づく法定計画「障がい児福祉計画」を一体的に策定したものです。

「障がい者計画」は、障がい者の自立と社会参加を促進するための施策の基本的な方向性を示すものです。

「障がい福祉計画」は、障がい者福祉サービス又は相談支援の種類ごとの必要な量の見込及び、その見込量の確保のための方策を定めるものであり、「障がい者計画」に掲げる一定分野の実施計画的な位置付けとして策定するものです。

「障がい児福祉計画」は、障がい児のサービス提供体制の整備等を計画的に構築するものです。

3 計画の位置づけ

本計画は、伊達市のまちづくりの総合的指針である「伊達市第2次総合計画」を上位計画として、その整合性を図りながら策定しました。

伊達市では新市合併後の保健・福祉関連計画として、「伊達市地域福祉計画」、「伊達市子ども・子育て支援事業計画」、「伊達市障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「健康だて21」、「伊達市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の5計画を策定し、それらの総称を「伊達市総合福祉計画」としています。

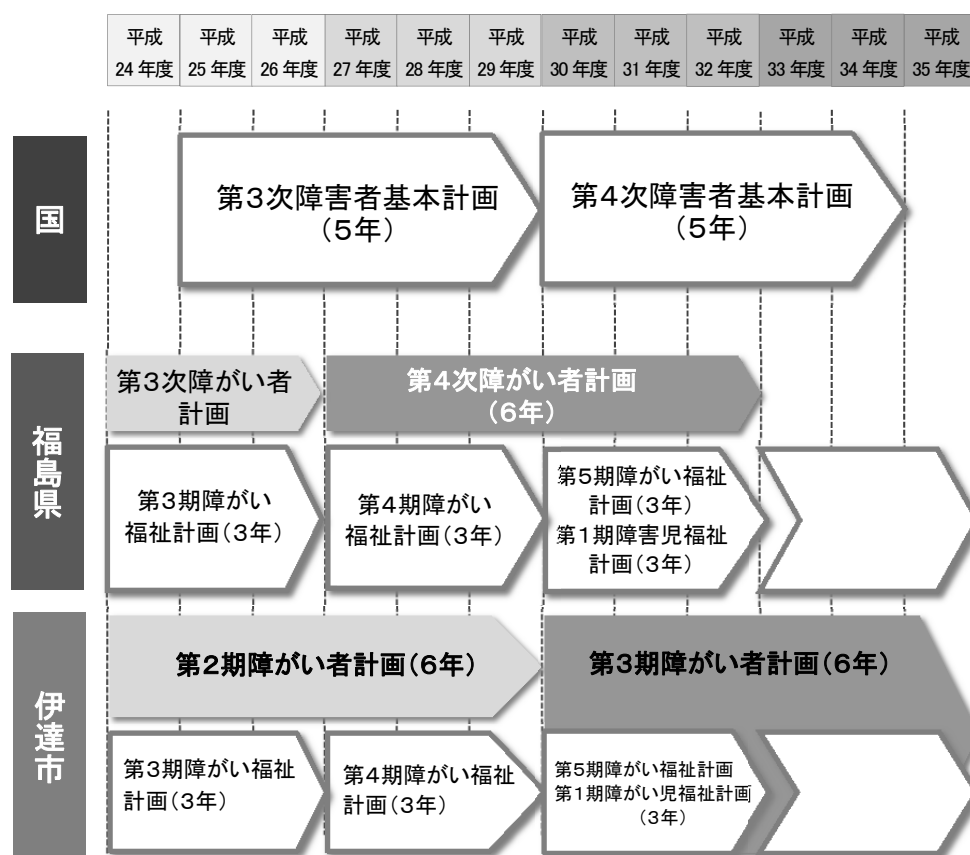


4 計画の期間

「伊達市障がい者計画」は、障害者基本法に基づく障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画であり、2018（平成 30）年度を初年度とし、2023（平成 35）年度を目標年度とする 6 年間で計画期間とします。

また、「第 5 期障がい福祉計画」、「第 1 期障がい児福祉計画」は障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、2020（平成 32）年度までの新サービス体系への移行を念頭に置きながら、2018（平成 30）年度から 2020（平成 32）年度までの 3 年間で計画期間とします。

■ 計画の期間



5 計画の策定体制

本計画の策定にあたって、以下のような体制で行いました。

(1) 伊達市障がい者計画等策定委員会の設置

「伊達市障がい者計画等策定委員会」を設置して、各界の有識者や市民各位からの提言をいただきながら、計画内容の検討・討議を行いました。

(2) ニーズ調査の実施

障がい者の生活全般に関する実態や自立支援給付の利用状況等を把握するとともに、地域の特性や実情に応じた計画策定の基礎データとするためニーズ調査を実施しました。

■ 回収結果

	送付数	総回答数	回収率
生活と福祉に関する ニーズ調査	3,799 人	1,669 人	43.9%

調査方法 郵送配付・郵送回収

調査期間 2017（平成29）年8月7日～8月25日（19日間）

6 障がい者福祉をめぐる動向

(1) 障害者差別解消法の施行

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、2013（平成25）年6月に「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が成立し、2016（平成28）年4月に施行されました。

この法律は、障害者基本法第4条「差別の禁止」を具体化するものとして、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障害を理由とする差別」の禁止や、相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障害を理由とする差別を解消するための支援措置について定めています。

(2) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は2012（平成24）年6月に成立し、2014（平成26）年4月に完全施行されました。障害者自立支援法に規定していた法律の目的を変更し、改正障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けるとともに、難病等により障害がある者が追加されました。

この法律は施行3年後に見直すこととされており、2015（平成 27）年の社会保障審議会障がい者部会の報告書をもとに、2016（平成 28）年5月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が成立しました。

障がい者が自ら望む地域生活を営むことが出来るよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うもので、一部を除き2018（平成 30）年4月に施行されます。

（3）発達障害者支援法の改正

「発達障害者支援法」は、2004（平成 16）年に成立し、2005（平成 17）年4月から施行されました。本法が施行されて以降、発達障がい者に対する支援は着実に進展し、発達障害に対する理解促進も図られてきました。

その一方で、施行から10年が経過し、例えば乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、時代の変化に対応したより細かな支援が求められてきたことから、発達障がい者への支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法の一部を改正する法律が2016（平成 28）年5月に成立し、同年8月から施行されました。

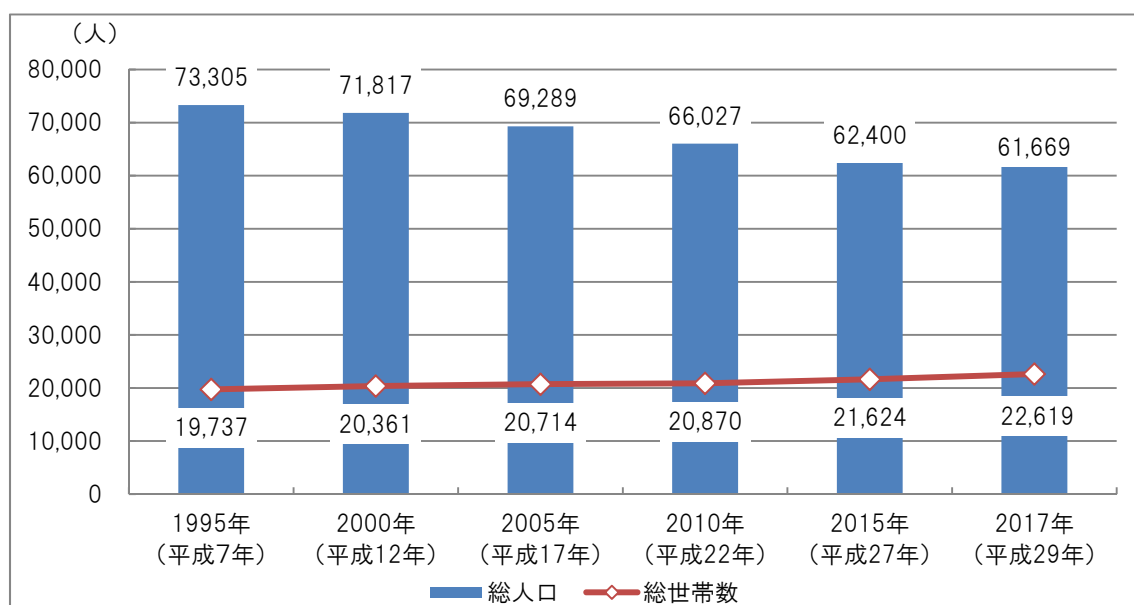
第2章 障がい者及び障がい児を取り巻く現状

1 人口構造

伊達市の総人口は年々減少する一方で、世帯数は年々増加する傾向にあり、世帯構成人数が少なくなる核家族化の進展が伺えます。

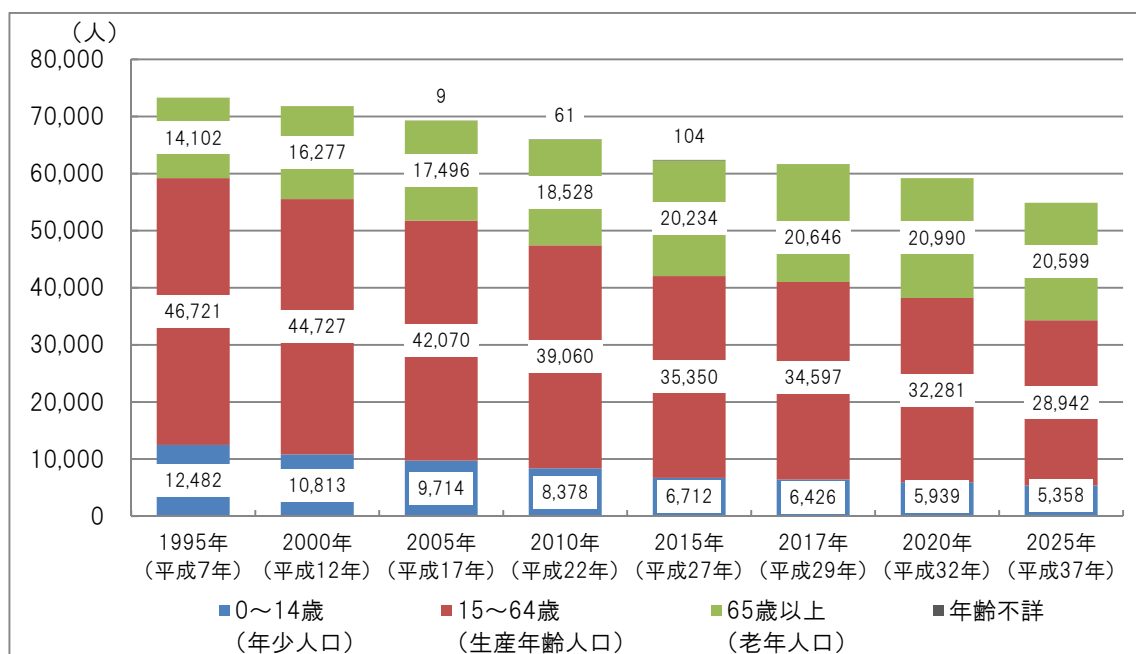
年齢3区分別に見ると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は年々減少しているのに対し、65歳以上の高齢者人口は東日本大震災以降も年々増加しており、高齢化の様子が伺えます。

■ 総人口・世帯数の推移



国勢調査/2017(平成29)年は住民基本台帳10月1日現在

■ 年齢の推移



国勢調査/2017(平成29)年は住民基本台帳 10月1日現在

■ 人口推計

単位: 人

区分	実績値	推計値			
	2017年度 (平成29年度)	2018年度 平成30年度	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年)	2025年度 (平成37年度)
40歳未満	20,606	20,060	19,547	18,947	16,535
40～64歳未満	20,417	19,995	19,606	19,273	17,765
65歳以上	20,646	20,813	20,900	20,990	20,599
前期高齢者	9,764	9,833	9,794	9,995	8,855
後期高齢者	10,882	10,980	11,106	10,995	11,744
総人口	61,669	60,868	60,053	59,210	54,899
高齢化率	33.5%	34.2%	34.8%	35.5%	37.5%

住民基本台帳 各年10月1日現在
 前期高齢者: 65～74歳
 後期高齢者: 75歳以上

住民基本台帳に基づいて算出した人口推計をみると、「40歳未満」人口においては、年々減少していく傾向にあり、2025（平成37）年度には16,535人になると予測されています。また、「40歳～64歳」人口についても、年々減少していく傾向にあり、2025（平成37）年度には17,765人になると予測されています。

一方、「65歳以上」人口については、2025（平成37）年度に20,599人となり、そのうち後期高齢者が11,744人まで増加すると予測されています。

高齢化率は2017（平成29）年度では33.5%であったのに対し、2025（平成37）年度には37.5%と4.0ポイント増加すると予測されています。

以上のことから、今後も伊達市においては少子高齢化および人口減少傾向が続くものと予想されます。

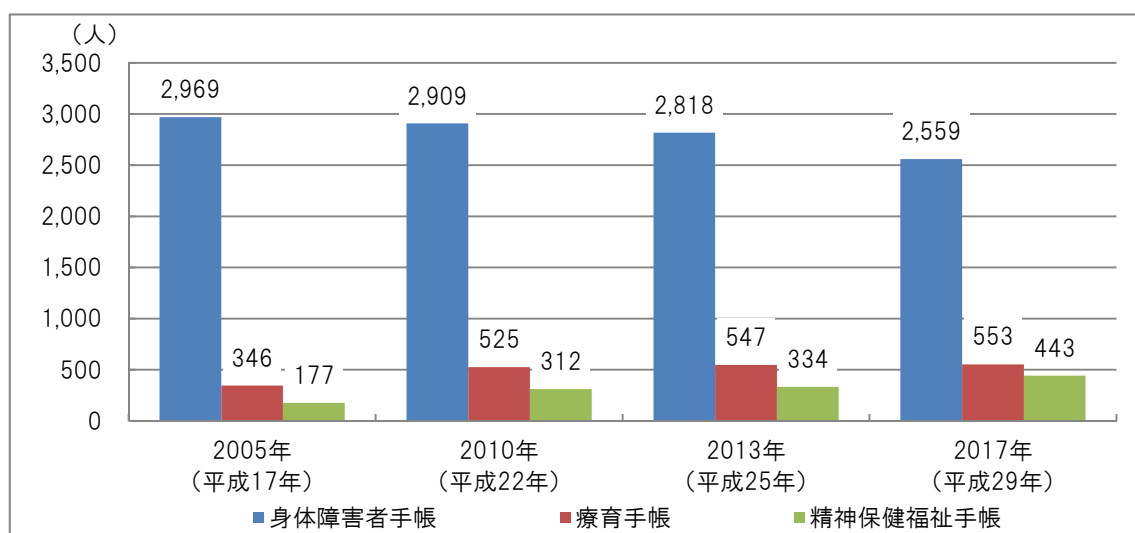
2 障がいのある人の推移

伊達市の各手帳所持者数で見ると、身体障害者手帳所持者が2017（平成29）年9月末現在で2,559人、療育手帳所持者が553人、精神障害者保健福祉手帳所持者が443人となっています。

2013（平成25）年度末からは、身体障害者手帳所持者が259人（9.2%）減、療育手帳所持者が6人（1.1%）増、精神障害者保健福祉手帳所持者が109人（32.6%）増と、精神障害者保健福祉手帳所持者の大幅な増加が見られます。

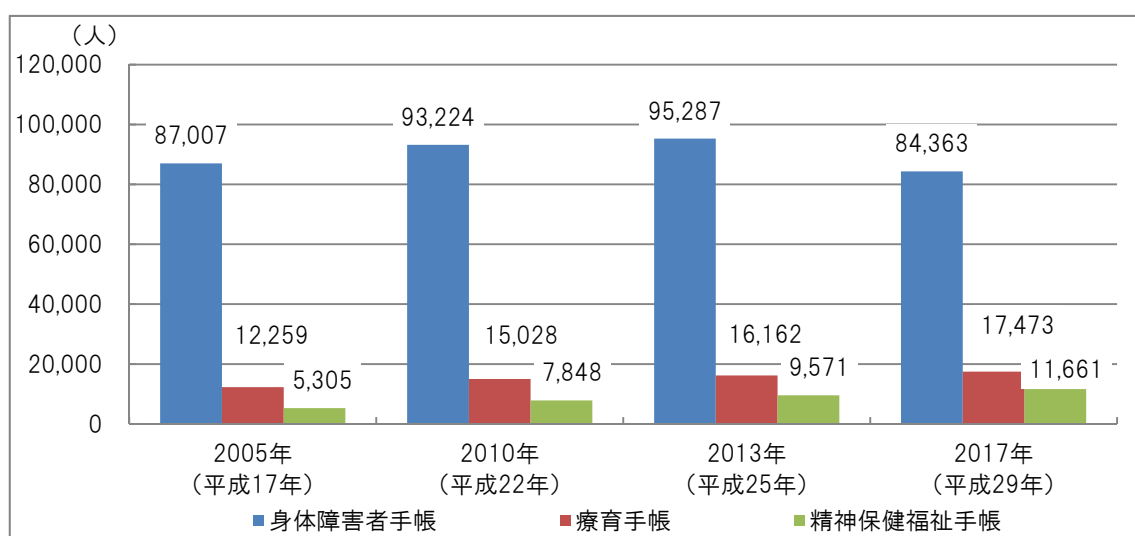
福島県全体で見ると、身体障害者手帳所持者が11.5%減、療育手帳所持者が8.1%増、精神障害者保健福祉手帳所持者が21.8%増となっています。

■ 伊達市の各手帳所持者数の推移



各年度末現在/2017(平成29)年は9月30日現在

■ 福島県の各手帳所持者数の推移



各年度末現在/2017(平成29)年は4月1日現在

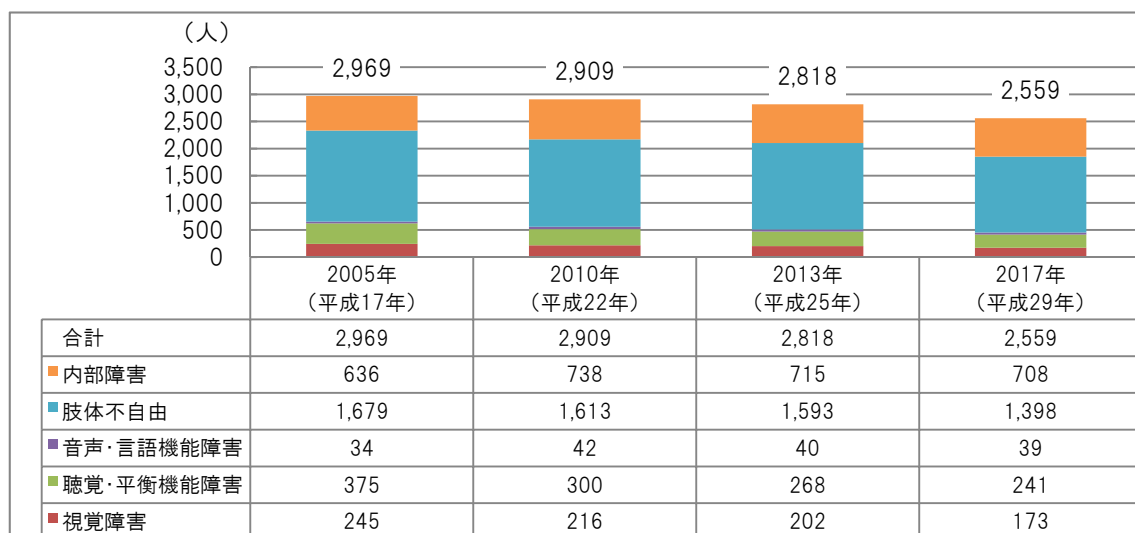
3 身体障がいのある人の状況

① 障がい別身体障害者手帳所持者数の推移

2017（平成29）年9月末現在の伊達市における障がい別身体障害者手帳所持者数を見ると、視覚障害が173人、聴覚・平衡機能障害が241人、音声・言語機能障害が39人、肢体不自由が1,398人、内部障害が708人となっています。

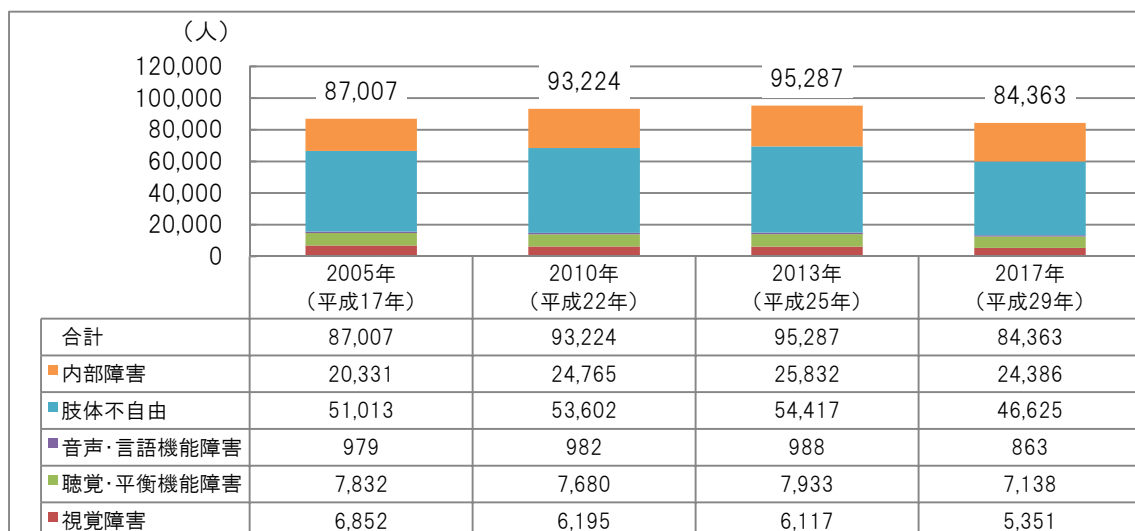
2013（平成25）年度末と比較すると、聴覚・平衡機能障害で27人（10.1%）減、内部障害で7人（1.0%）減、肢体不自由で195人（12.4%）減、視覚障害で29人（14.4%）減、音声・言語機能障害で1人（2.5%）減となっています。

■ 伊達市の障がい別身体障害者手帳所持者数の推移



各年度末現在/2017(平成29)年は9月30日現在

■ 福島県の障がい別身体障害者手帳所持者数の推移

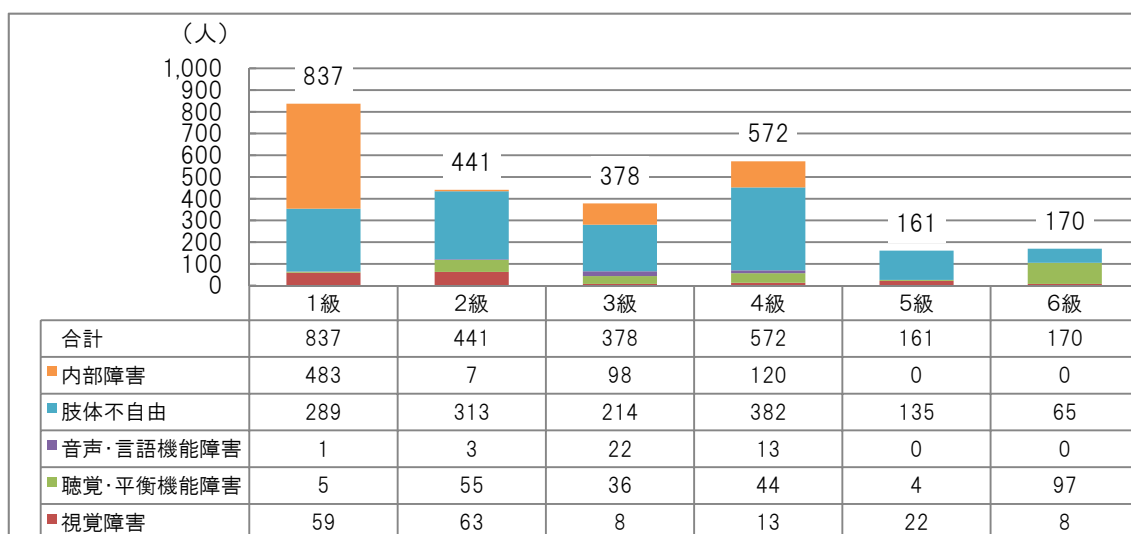


各年度末現在/2017(平成29)年は4月1日現在

② 障がいの種類等級別身体障害者手帳所持者数

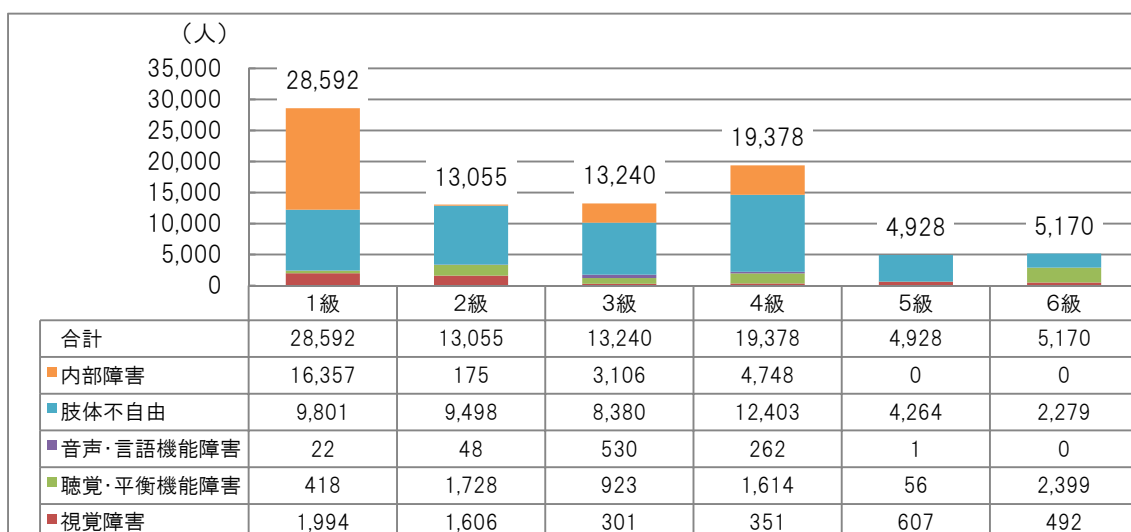
2017（平成 29）年9月末現在における伊達市の身体障害者手帳所持者数を障がい別・等級別に見ると、肢体不自由は 1,398 人中 1 級が 289 人、2 級が 313 人、3 級が 214 人、4 級が 382 人、5 級が 135 人、6 級が 65 人、視覚障害は 173 人中 1 級が 59 人、2 級が 63 人、3 級が 8 人、4 級が 13 人、5 級が 22 人、6 級が 8 人、聴覚・平衡機能障害は 241 人中 1 級が 5 人、2 級が 55 人、3 級が 36 人、4 級が 44 人、5 級が 4 人、6 級が 97 人となっています。

■ 伊達市の障がいの種類等級別身体障害者手帳所持者数の推移



2017(平成 29)年9月 30 日現在

■ 福島県の障がいの種類等級別身体障害者手帳所持者数の推移



2017(平成 29)年は4月1日現在

4 知的障がいのある人の状況

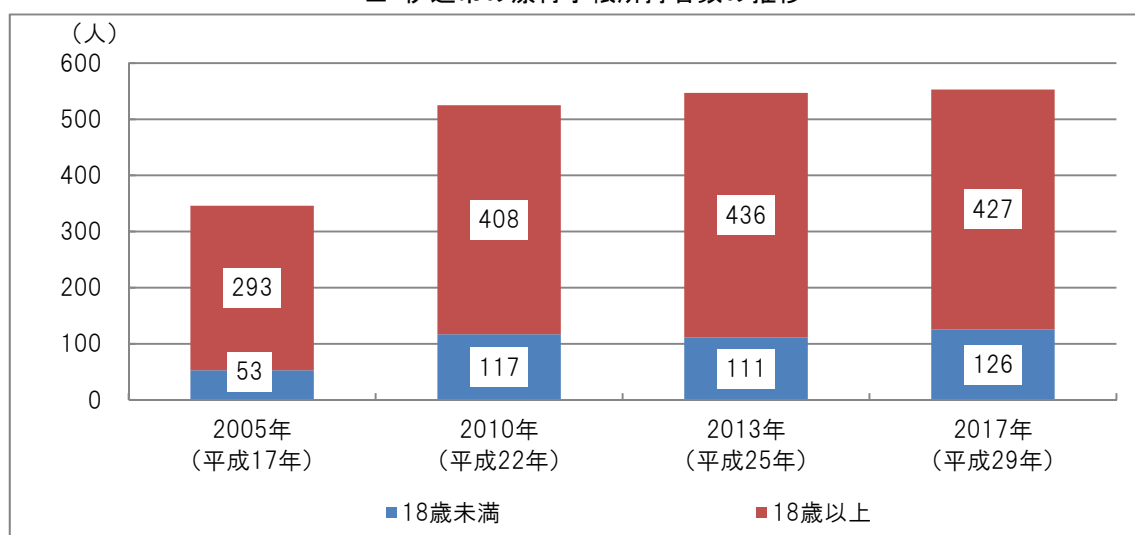
① 療育手帳所持者数の推移

伊達市における療育手帳所持者数の推移について見ると、2017（平成29）年9月末現在で553人と、2013（平成25）年度末から6人（1.1%）増加しています。

福島県全体でも2017（平成29）年4月1日現在で17,473人と、2013（平成25）年度末から1,311人（7.5%）増となっています。

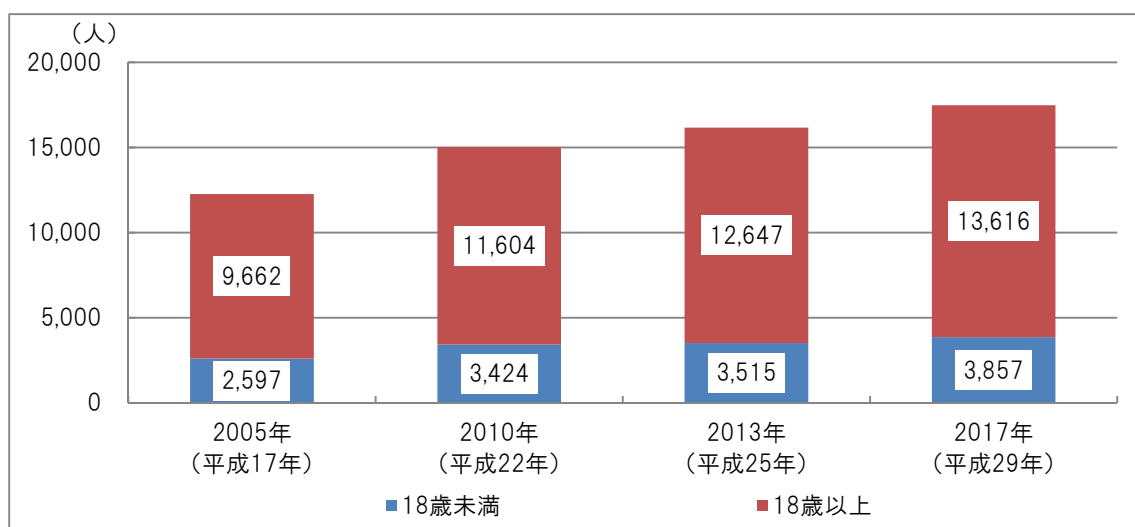
18歳未満の知的障がい児の占める割合は、2013（平成25）年度末では20.3%（547人中111人）に対して、2017（平成29）年9月末現在では22.8%（553人中126人）と2.5ポイント増加しています。

■ 伊達市の療育手帳所持者数の推移



各年度末現在/2017(平成29)年は9月30日現在

■ 福島県の療育手帳所持者数の推移

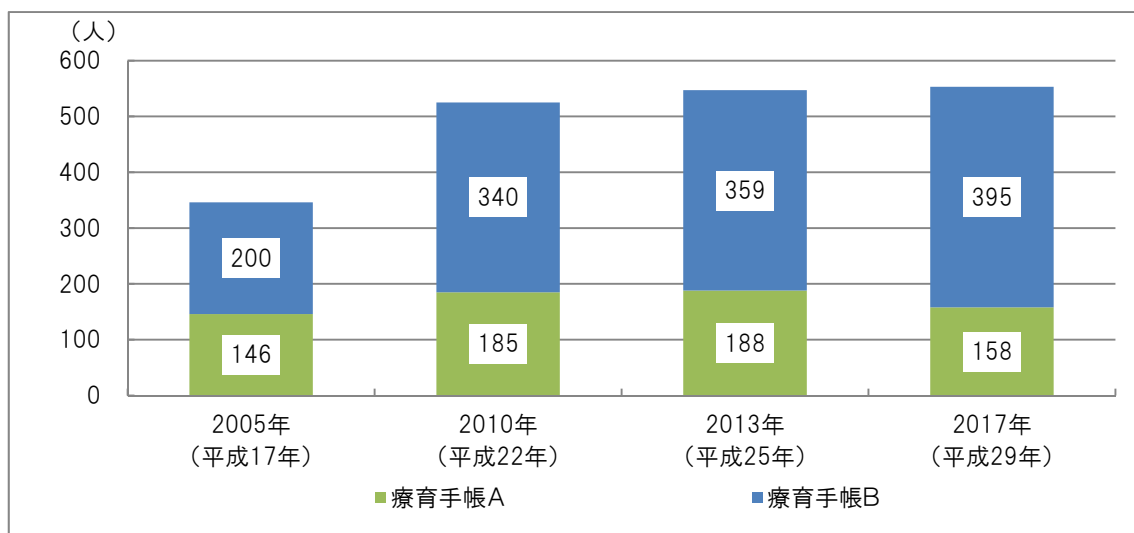


各年度末現在/2017(平成29)年は4月1日現在

② 等級別療育手帳所持者数の推移

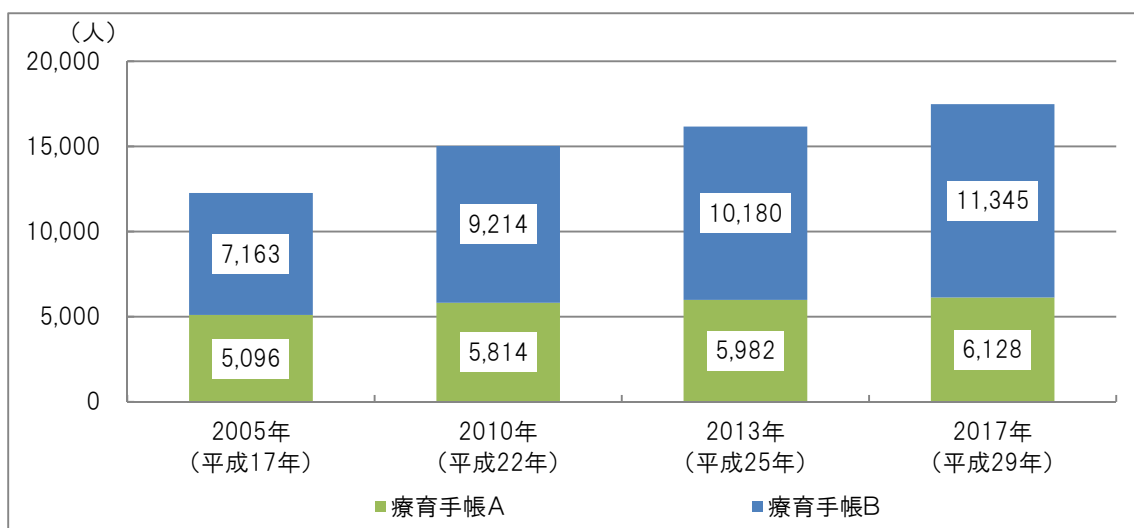
伊達市における療育手帳所持者数の推移を等級別に見ると、2017（平成 29）年9月未現在で“A”が158人、“B”が395人となっています。2013（平成 25）年度と比較して“A”が30人（16.0%）減少しているのに対し、“B”が36人（10.0%）増加しています。

■ 伊達市の等級別療育手帳所持者数の推移



各年度末現在/2017(平成 29)年は9月 30 日現在

■ 福島県の等級別療育手帳所持者数の推移



各年度末現在/2017(平成 29)年は4月1日現在

5 精神障がいのある人の状況

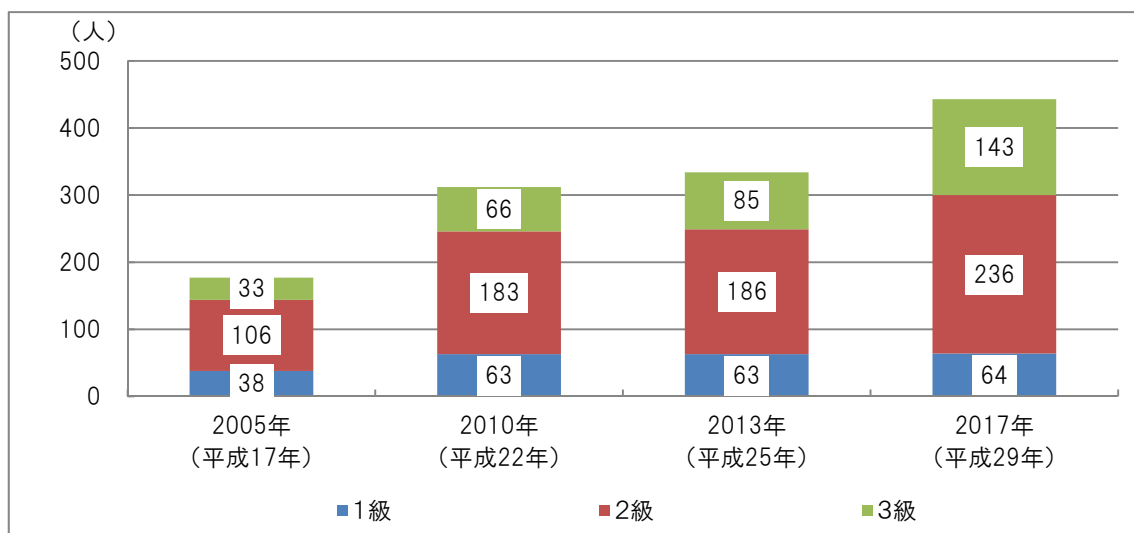
① 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

伊達市の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を見ると、2017（平成29）年9月末現在で443人と、2013（平成25）年度末から109人（32.6%）増加しています。

等級別にみると、2013（平成25）年度末から1級は1人増（1.6%）、2級は50人（26.9%）増、3級は58人（68.2%）増と3級が大幅に増加しています。

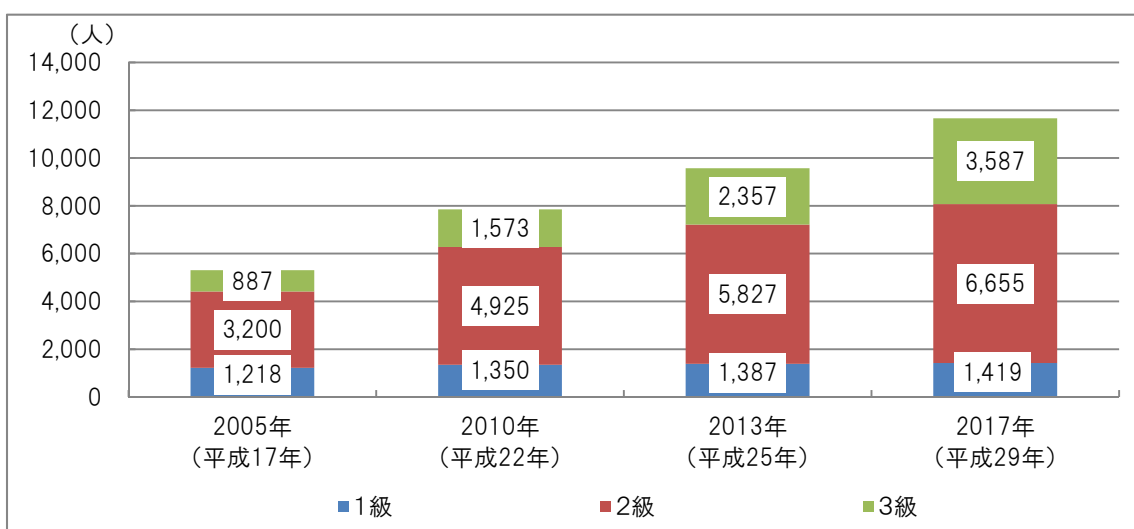
福島県全体では2017（平成29）年3月末現在で11,661人であり、2013（平成25）年度末から2,090人（21.8%）増となっています。

■ 伊達市の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



各年度末現在/2017(平成29)年は9月30日現在

■ 福島県の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



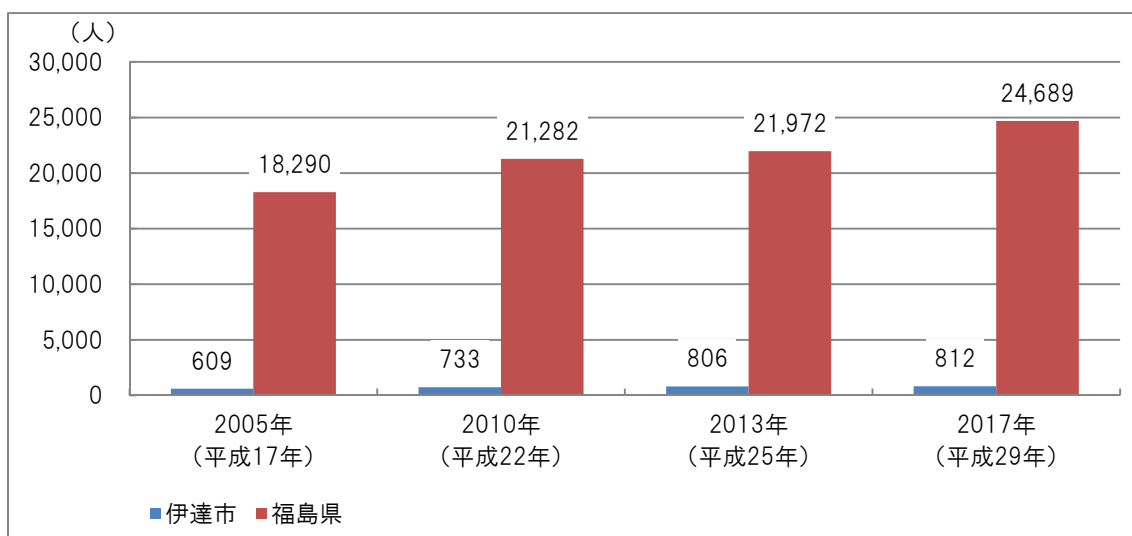
各年度末現在/2017(平成29)年は3月31日現在

② 精神障害者医療費公費負担受給者数の推移

精神障害者医療費公費負担受給者数の推移を見ると、伊達市においては 2013（平成 25）年度末の 806 人から、2017（平成 29）年 9 月末には 812 人と 6 人増加しています。

福島県全体については、2013（平成 25）年度末の 21,972 人から、2017（平成 29）年 3 月末には 24,689 人と 2,717 人増加しています。

■ 精神障害者医療費公費負担受給者数の推移



各年度末現在
 県の 2017(平成 29)年は 3 月 31 日 現在
 市の 2017(平成 29)年は 9 月 30 日 現在

6 就学状況

① 特別支援学級・通級指導教室の状況

伊達市における2013（平成25）年度から2017（平成29）年度の特別支援学級・通級指導教室の状況は以下のようになっています。

■ 特別支援学級・通級指導教室の状況

		2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)
特別支援学級 小学校	学級数(クラス)	17	18	21	25	27
	在学者数(人)	66	74	80	95	123
特別支援学級 中学校	学級数(クラス)	10	11	12	11	13
	在学者数(人)	38	46	51	45	39
通級指導教室 小学校	設置校数(校)	2	2	2	2	2
	通級者数(人)	71	60	56	84	87

(各年度5月1日現在)

② 視覚支援学校・聴覚支援学校・特別支援学校 在籍者数

伊達市における2013（平成25）年度から2017（平成29）年度の各種学校の在籍者数は以下のようになっています。

■視覚支援学校・聴覚支援学校・特別支援学校 在籍者数

（人）

		2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)
視覚支援学校 在籍者数	小学部	0	0	0	0	0
	中学部	0	0	0	0	0
	高等部	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0

		2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)
聴覚支援学校 在籍者数	小学部	2	0	0	0	0
	中学部	1	2	1	2	2
	高等部	0	1	1	1	2
	合計	3	3	2	3	4

		2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)
特別支援学校 在籍者数	小学部	19	17	20	20	22
	中学部	17	16	16	15	19
	高等部	20	18	28	29	28
	合計	56	51	64	64	69

（各年度4月1日現在）

③ 視覚支援学校・聴覚支援学校・特別支援学校卒業者の進路

伊達市における2012（平成24）年度から2016（平成28）年度の各種学校卒業者の進路は以下のようになっています。

■視覚支援学校・聴覚支援学校・特別支援学校卒業者の進路

		2012年度 (H24年度)	2013年度 (H25年度)	2014年度 (H26年度)	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)
卒業者の進路	進学	0	0	1	1	1
	就職	1	3	1	1	1
	就労移行施設	0	0	0	0	0
	就労継続支援	0	0	0	0	0
	地域活動支援センター	0	0	0	0	0
	自立訓練	0	0	0	0	2
	介護給付	4	0	3	5	5
	その他	0	2	0	0	0
	不明	5	3	1	1	1
	合計	10	8	6	8	10

（各年度末現在）

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現が求められており、障がい者が病院・施設から地域に戻っても、その生活が維持・継続できる仕組みづくりが求められています。

本計画は、伊達市総合福祉計画の基本理念である「共に生き共に創る」に基づき、「障がいのあるなしにかかわらず、くらしやすい福祉のまちづくり」の理念をもって計画を策定します。

これまでの第2期障がい者計画では、施策分野ごとの基本施策を枠組みとし、障がい者が地域で自立生活できるよう取り組んできましたが、策定から6年が経過し、その間の法改正等も多く行われたことから、本計画では、障がい者一人ひとりのライフステージに沿った支援が途切れることなく提供できるよう、障がい者に寄り添い、生活場面（テーマ）に応じた以下の4つの視点から施策を推進していきます。

- ①地域での暮らしを支えるために
- ②地域で自分らしく安心のために
- ③地域生活へ移行できるように
- ④地域で学び・働くために

こうした視点から目標を実現するためには、伊達市のすべての市民、行政、企業や民間団体、地域が一体となってネットワークをつくっていかねばなりません。

障がいのあるなし、障がいの種別や程度にかかわらず、住み慣れた伊達市で住み続けられ、さらには伊達市で生活して良かったと言える地域づくりを目指します。

2 基本理念を実現するための4つの視点

視点Ⅰ 地域での暮らしを支えるために

障がいのある人もない人も人格と個性を尊重し合いながら地域で共に生き、共に支えあう社会を実現するためには、障がいのある人すべてが必要な福祉サービスを安心して適切に利用することができることが不可欠です。

すべての市民は障がいの有無にかかわらず、基本的人権を持ったひとりの人として尊重されなければなりません。障がいを理由として分け隔てられたり、排除されることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら、共に住民として地域で生活することができる地域共生社会実現を目指します。

視点Ⅱ 地域で自分らしく安心のために

障がいのある人が、自己選択・自己決定を行ううえで地域生活に必要な情報を得ることは、とても大切です。また、地域社会における共生を進めるために障がいがあることにより、コミュニケーションが困難な人たちに対してそれぞれに適した支援が必要です。

防災対策については、東日本大震災などの教訓から、障がいのある人などの避難行動要支援者の避難支援等について、支援を要する人の状況の把握、避難所での支援や福祉避難所等の確保など関係機関等と連携を図りながら具体的な取組みを推進していき、安心して暮らせる社会を目指します。

視点Ⅲ 地域生活へ移行できるために

障がいのある人が適切な支援がないことにより、本人の意に反して長期にわたり福祉施設等での入所生活を余儀なくされることは、人権侵害であるとの認識に立ち、本人の意向を十分に尊重しながら、安心して地域での自立生活に移行できるよう取組みを推進していく必要があります。

難病患者にとって、疾患に対する不安と医療費や介護費の負担など、心理的、経済的負担は大きいものがあります。医療と保健・福祉が連携した難病患者に対する幅広い支援の推進が求められています。

障がいのある人が住みやすい環境づくりのためには、生活関連施設も含めたバリアフリー化のハード面と社会こそが「障害（障壁）」をつくっており、それを取り除くのは社会の責務とする「障がいの社会モデル」という考え方のソフト面の普及が、障がいのある人の心身にとって居心地の良い社会環境となるよう目指します。

視点Ⅳ 地域で学び・働くために

障がいのある幼児・児童・生徒の人権の尊重を図り、地域で共に育ち、共に学び、共に生きることを基本とした療育・教育の推進に努めていきます。

障がいのある児童において、障がいの内容、程度も多様化・重度化している傾向があり、放課後活動への支援などの課題について適切に対応しながら特別支援教育の一層の充実を推進します。

障がいのある人ない人が一緒に何かをすることで交流を図るとともに、触れあうことで自然に障がいを理解できるような活動を推進していきます。また、障がいに対する理解が不十分なため、依然として就業には多くの課題が存在します。就労支援機関・医療・企業がさらに連携し就労支援に取り組んでいきます。